

広島市建設工事設計変更ガイドライン 新旧対照表

頁	現行（令和2年1月）	改正（令和7年4月）	主な変更・追加等
表紙	令和2年1月	令和7年4月	施行日の変更
1	<p>1 趣 旨</p> <p>本市では、本市発注の建設工事の設計変更及び変更契約を行う場合、「広島市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）」に基づき、変更手続を行っている。</p> <p>また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正（令和元年6月14日施行）に伴い、第3条第9項に基本理念として「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結」が示されているとともに、第7条第1項第7号に発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について了解することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。」が規定されている。</p> <p>この広島市建設工事設計変更ガイドライン（以下「ガイドライン」という）は、これらの規定を補完し、設計変更及び変更契約における手続を明確化することにより、円滑かつ適正な契約の執行を図ることを目的としている。</p> <p>なお、建設工事は多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で施工されるものであり、その変更内容も多岐にわたることを踏まえて、本ガイドラインを適用すること。</p>	<p>1 趣 旨</p> <p>本市では、本市発注の建設工事の設計変更及び変更契約を行う場合、「広島市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）」に基づき、変更手続を行っている。</p> <p>また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正（令和6年6月19日施行）に伴い、第3条第9項に基本理念として「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結」が示されているとともに、第7条第1項第10号に発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について了解することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。」が規定されている。</p> <p>この広島市建設工事設計変更ガイドライン（以下「ガイドライン」という）は、これらの規定を補完し、設計変更及び変更契約における手続を明確化することにより、円滑かつ適正な契約の執行を図ることを目的としている。</p> <p>なお、建設工事は多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で施工されるものであり、その変更内容も多岐にわたることを踏まえて、本ガイドラインを適用すること。</p>	<p>施行日の変更</p> <p>項の変更</p> <p>号の変更</p>

広島市建設工事設計変更ガイドライン 新旧対照表

頁	現行（令和2年1月）	改正（令和7年4月）	主な変更・追加等
4	<p>〔参考〕「設計図書の照査」の範囲を超える事項</p> <p>◇受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える事項としては以下の事項が想定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。 2. 現地調査の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。 3. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造物の再計算が必要となるもの。 4. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。 5. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。 6. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。 7. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。 8. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。 9. 「設計要領」・「各種が方書」等との対比設計。 10. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。 11. 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。 12. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする）。 <p>なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書第10編14-4-4-3路面切削工、14-4-4-5切削オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。</p> <p>※ なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図¹については、受注者の費用負担によるものとする。</p>	<p>〔参考〕「設計図書の照査」の範囲を超える事項</p> <p>◇受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える事項としては以下の事項が想定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。 2. 現地調査の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。 3. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造物の再計算が必要となるもの。 4. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。 5. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。 6. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。 7. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。 8. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。 9. 「設計要領」・「各種が方書」等との対比設計。 10. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。 11. 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。 12. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする）。 <p>なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書第10編14-4-4-3路面切削工、14-4-4-5切削オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。</p> <p>※ なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図¹の作成については、受注者の費用負担によるものとする。</p>	<p>脱字の追記</p> <p>語句の追記</p>
5	<p>（4）別途工事として契約すべきもの（設計変更ができないもの）</p> <p>ア 概要</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、民法第513条に規定する契約の更改にあたるため、原則として別途工事として契約することとし、設計変更で対応してはならない。</p> <p>（ア）工事の目的を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a 工事内容の同一性がなくなるもの b 原契約の工事の範囲を超える部分の工事を追加するもの <p>（イ）変更見込額（設計金額ベース）の合計額が、当初の設計金額の3割¹又は設計金額が3,000万円を超える増額変更を行うもの</p> <p>ただし、（ア）又は（イ）に該当するものであっても、既に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものは設計変更で対応してもやむを得ないものとする。</p>	<p>（4）別途工事として契約すべきもの（設計変更ができないもの）</p> <p>ア 概要</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、民法第513条に規定する契約の更改にあたるため、原則として別途工事として契約することとし、設計変更で対応してはならない。</p> <p>（ア）工事の目的を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a 工事内容の同一性がなくなるもの b 原契約の工事の範囲を超える部分の工事を追加するもの <p>（イ）変更見込額（設計金額ベース）の合計額が、当初の設計金額の3割¹（当初設計金額の3割に相当する金額が900万円以下の場合に900万円）又は設計金額が5,000万円を超える増額変更を行うもの</p> <p>ただし、（ア）又は（イ）に該当するものであっても、既に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものは設計変更で対応してもやむを得ないものとする。</p>	<p>金額の変更</p>

広島市建設工事設計変更ガイドライン 新旧対照表

頁	現行（令和2年1月）	改正（令和7年4月）	主な変更・追加等
6	<p>イ 重要な設計変更と軽微な設計変更の定義</p> <p>(ア)「重要な設計変更」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>a 構造、工法、位置、断面等を変更するもので重要なもの。</p> <p>【例示】① 重力式杭壁を逆T型擁壁等に変更するもの。</p> <p>② 鉄筋コンクリート造から鉄骨鉄筋コンクリート造に変更するもの。</p> <p>③ 杭基礎上の杭を既製杭から場所打杭に変更するもの。</p> <p>④ 山留工法を鋼矢板工法から深礎工法に変更する場合</p> <p>⑤ 主要となる工種、工法を変更する場合</p> <p>b 「施工数量等の変更で著しい変更」とは、変更見込額（設計金額ベース）の合計額が当初の設計金額の3割__又は設計金額が3,000万円を超える増額変更又は減額変更を行うものを示す。</p> <p>別途工事として契約すべきものの基準の一つである（4）ア（イ）には該当するが、別に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものとして設計変更で対応するものは、この基準に該当するため、重要な設計変更として取扱うこと。</p> <p>なお、変更見込額（設計金額ベース）の合計額が当初の設計金額の3割__又は設計金額が3,000万円を超えることのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金額の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。</p>	<p>イ 重要な設計変更と軽微な設計変更の定義</p> <p>(ア)「重要な設計変更」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>a 構造、工法、位置、断面等を変更するもので重要なもの。</p> <p>【例示】① 重力式杭壁を逆T型擁壁等に変更するもの。</p> <p>② 鉄筋コンクリート造から鉄骨鉄筋コンクリート造に変更するもの。</p> <p>③ 杭基礎上の杭を既製杭から場所打杭に変更するもの。</p> <p>④ 山留工法を鋼矢板工法から深礎工法に変更する場合</p> <p>⑤ 主要となる工種、工法を変更する場合</p> <p>b 「施工数量等の変更で著しい変更」とは、変更見込額（設計金額ベース）の合計額が当初の設計金額の3割(当初設計金額の3割に相当する金額が900万円以下の場合は900万円)又は設計金額が5,000万円を超える増額変更又は減額変更を行うものを示す。</p> <p>別途工事として契約すべきものの基準の一つである（4）ア（イ）には該当するが、別に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものとして設計変更で対応するものは、この基準に該当するため、重要な設計変更として取扱うこと。</p> <p>なお、変更見込額（設計金額ベース）の合計額が当初の設計金額の3割(当初設計金額の3割に相当する金額が900万円以下の場合は900万円)又は設計金額が5,000万円を超えることのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金額の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。</p>	<p>金額の変更</p> <p>金額の変更</p>

広島市建設工事設計変更ガイドライン 新旧対照表

頁	現行（令和2年1月）	改正（令和7年4月）	主な変更・追加等
9	<p>(9) 工事の工期内完成が不可能となる場合の対応</p> <p>ア 概要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 契約内容の変更又は発注者の責めに帰す事由により工期を変更する必要が生じた場合 → 約款の定めにより変更する。</p> <p>② 受注者の責めに帰すことのできない事由により工事が遅れた場合（約款第21条） → 理由を明示した書面により、発注者に対して工期の延長を請求できる。 → 発注者は、必要があると認められるときは、工期を延長 工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額 を変更、又は必要な費用を負担 （監督員が立会いや、見本検査に応じず工期延長に及ぶ場合など）</p> <p>③ 受注者の責めに帰す事由により、工事が遅れた場合 → 工期の延長はできず、遅延利息の規定（約款第45条）が適用される。</p> </div> <p>イ 「契約内容の変更又は発注者の責めにより工期を変更する必要が生じた場合」の約款の規定</p> <p>① 約款第18条（条件変更等） ② 約款第19条（設計図書の変更） ③ 約款第21条（受注者の請求による工期の延長）第2項 ④ その他</p> <p>ウ 「受注者の責めに帰すことができない事由による場合」の例示</p> <p>① 長期に渡る降雨・積雪等で工事ができない場合 ② 関連する他の工事が遅れたことにより、当該工事が遅れた場合 ③ 不可抗力により工事ができない場合 （暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動等） ④ 約款第18条第1項第5号に該当する事由により工事が遅れた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【約款第21条】（受注者の請求による工期の延長） 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に報告を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <p>エ 「受注者の責めに帰す事由により、工事が遅れた場合」の例示</p> <p>① 受注者の都合により工事の着手が遅れた場合 ② 受注者の施工計画、取扱いが悪い等の理由により、工事の進捗はかどらない場合 これにより工事の工期内完成が不可能となった場合には、損害金の請求を行うこととなる。 （約款第45条）</p>	<p>(9) 工事の工期内完成が不可能となる場合の対応</p> <p>ア 概要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 契約内容の変更又は発注者の責めに帰す事由により工期を変更する必要が生じた場合 → 約款の定めにより変更する。</p> <p>② 受注者の責めに帰すことのできない事由により工事が遅れた場合（約款第21条） → 理由を明示した書面により、発注者に対して工期の延長を請求できる。 → 発注者は、必要があると認められるときは、工期を延長 工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額 を変更、又は必要な費用を負担 （監督員が立会いや、見本検査に応じず工期延長に及ぶ場合など）</p> <p>③ 受注者の責めに帰す事由により、工事が遅れた場合 → 工期の延長はできず、遅延利息の規定（約款第54条）が適用される。</p> </div> <p>イ 「契約内容の変更又は発注者の責めにより工期を変更する必要が生じた場合」の約款の規定</p> <p>① 約款第18条（条件変更等） ② 約款第19条（設計図書の変更） ③ 約款第21条（受注者の請求による工期の延長）第2項 ④ その他</p> <p>ウ 「受注者の責めに帰すことができない事由による場合」の例示</p> <p>① 長期に渡る降雨・積雪等で工事ができない場合 ② 関連する他の工事が遅れたことにより、当該工事が遅れた場合 ③ 不可抗力により工事ができない場合 （暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動等） ④ 約款第18条第1項第5号に該当する事由により工事が遅れた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【約款第21条】（受注者の請求による工期の延長） 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に報告を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <p>エ 「受注者の責めに帰す事由により、工事が遅れた場合」の例示</p> <p>① 受注者の都合により工事の着手が遅れた場合 ② 受注者の施工計画、取扱いが悪い等の理由により、工事の進捗はかどらない場合 これにより工事の工期内完成が不可能となった場合には、損害金の請求を行うこととなる。 （約款第54条）</p>	<p>主な変更・追加等</p> <p>条の変更</p> <p>条の変更</p>

広島市建設工事設計変更ガイドライン 新旧対照表

頁	現行（令和2年1月）	改正（令和7年4月）	主な変更・追加等
10	<p>(11) 発注者の特別な理由により工期を短縮する必要がある場合（約款第22条）</p> <p>ア 概要</p> <p>発注者は、特別な理由があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。 また、約款第18条等の規定により工期を延長すべき場合においても、特別な理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を受注者に請求することができる。</p> <p>【約款第22条】 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2. 発注者は、この約款の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p> <p>3. 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(11) 発注者の特別な理由により工期を短縮する必要がある場合（約款第22条）</p> <p>ア 概要</p> <p>発注者は、特別な理由があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>【約款第22条】 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	約款の変更